

められる他の機関に受け入れられ又は雇用されるときは、引き続き在留が認められます。したがって、「不正行為」認定を受けた機関が受け入れている研修生・技能実習生が、研修・技能実習の継続を希望している場合には、当該「不正行為」認定を受けた機関は、その旨を地方入国管理局等に申し出るとともに、JITCO等関係機関の協力・指導等を受けるなどして、新たな受入れ機関を探す必要があります。

これに対し、研修生・技能実習生本人にも責があったときや、責がなかったとしても、適正な研修・技能実習を実施する体制を有していると認められる他の機関に受け入れられなかつた、又は雇用されなかつたときは、当該研修生・技能実習生は帰国しなければなりません。

「不正行為」認定を受けた機関は、現に受け入れている研修生・技能実習生を帰国させるとともに、帰国後、地方入国管理局等に対し報告を行ってください。

研修生・技能実習生が、帰国しないまま在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を行ったとしても、更新や変更を許可するに足りる「相当の理由」がないとして、当該申請は不許可となります。

なお、技能実習生が帰国する際は、労働関係法規にのっとって賃金の精算等の手続きを行う必要があります。

### (3) 改善措置の提出

基準省令第8号及び技能実習告示第1第3項第5号は、「不正行為」があった場合、その後3年間は研修生及び技能実習生を受け入れられない旨を定めていますが、3年を経過した後であっても、受入れ機関に改善策の提出を求め、問題が再発するおそれがなく、適正な研修の実施が見込める場合に限り、研修生の新規受入れが認められます。

## 4 不正行為に準ずる行為

上記の「不正行為」には至らないものの、研修・技能実習の適正な実施の観点から、地方入国管理局等による指導が必要と判断される行為を行った機関に対しては、「不正行為に準ずる行為」に認定して、改善策の提出を求め、適正な研修及び技能実習の実施が可能であると判断されるまで、新たな研修生及び技能実習生の受入れを認めない措置をとります。